附則第五条の二中「次に掲げる」を「自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法の規定に基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業（附則第二十四条の二において「再保険事業等」という。）に関する」に改め、同条各号を削る。

附則第二十四条の二中「次に掲げる」を「再保険事業等に関する」に改め、同条各号を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（保険業法施行令の一部改正）

2　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の四の五中「自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令」を「自動車事故対策事業賦課金等の金額を定める政令」に改める。

財務大臣　鈴木　俊一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百一号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五号）附則第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同条第三項第二号中「六十五分の三」を「百三十分の七」に改め、同項第三号中「三十分の一」を「百八十分の七」に改め、同項第四号中「十分の一」を「六十分の七」に改め、同条第七項中「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同項第二号中「三十分の一」を「百八十分の七」に改め、同項第三号中「十分の一」を「六十分の七」に改める。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

文部科学大臣　永岡　桂子
内閣総理大臣　岸田　文雄

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う学級編制の標準に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う学級編制の標準に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（令和三年法律第十四号）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う学級編制の標準に関する経過措置に関する政令（令和三年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「次号」を「以下この条」に改め、同条に次の一号を加える。

三　令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間　小学校の第五学年及び第六学年

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

文部科学大臣　永岡　桂子
内閣総理大臣　岸田　文雄

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百三号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第二項第三号及び第五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「次号及び次項第一号」を「以下この条」に改め、同条第二項中「この項及び」を「この条及び」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前項の規定にかかわらず、同項に規定する者のうち、特例受給資格者（就学支援金が支給される月の初日において生徒等の保護者等が負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務することができないこと、解雇された後雇用されないことその他の従前得ていた収入を得ることができない事由とし